

公布された条例のあらまし

佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 職員が退職月の翌月の末日以前に帰住した場合において、その帰住に係る旅行について旅費を支給する必要があると知事が認める場合には、旅費を支給することとした。（第3条関係）
- 2 県内の目的地に出張する近距離の旅行において、現に公共交通機関を利用するときは、旅費を支給することとした。（第24条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、令和元年8月1日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 消費税率の改定等に伴い、手数料の額を改定することとした。（別表第1関係）
- 2 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 佐賀県県税条例（以下「条例」という。）の一部改正関係
 - (1) 法人事業税の税率を引き下げることとした。（条例第1条の規定による改正後の第49条及び附則第14条の2関係）
 - (2) 自動車税の環境性能割の税率の適用区分を見直すとともに、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用乗用車の自動車税の環境性能割については、税率の100分の1相当分を軽減することとした。（条例第1条の規定による改正後の第111条の3及び附則第18条の8関係）
 - (3) 自動車税の環境性能割の市町交付金について、段階的に交付割合を見直すこととした。（条例第1条及び第2条の規定による改正後の第111条の12関係）
 - (4) 自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車の自動車税の種別割の税率を引き下げることとした。（条例第1条の規定による改正後の第112条関係）
 - (5) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車の税率を軽減する自動車税の種別割の特例措置について、令和元年度から令和5年度の賦課分を新たに規定すること等とした。（条例第1条及び第2条の規定による改正後の附則第19条関係）
 - (6) 令和元年10月1日（以下「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車、キャンピング車若しくは事務室車又は同日までにこの条例の施行地外で運行に相当するものの用に供されることがある自家用の乗用車、キャンピング車若しくは事務室車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率を定めることとした。（条例第1条の規定による改正後の附則第19条の2関係）
 - (7) 単身児童扶養者を個人の県民税の非課税措置の対象者に加えることとした。（条例第2条の規定による改正後の第30条の2関係）
 - (8) 廃止バス路線に代わる路線において運行の用に供されていた一般乗合用のバスに係る自動車税の減免措置を終了することとした。（条例第3条の規定による改正後の第119条関係）

- (9) その他所要の改正を行うこととした。
- 2 改元に伴い、所要の改正を行うこととした。(条例第 4 条～第 11 条関係)
 - 3 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。
 - 4 所要の経過措置を定めることとした。
 - 5 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例ほか 2 条例について、所要の改正を行うこととした。
- 佐賀県統計データ利活用推進条例の一部を改正する条例(条例第 5 号)
- 1 知事等は、調査票情報を提供したときは、提供を受けた者の氏名等を公表するとともに、提供を受けた者に当該調査票情報を利用して作成した統計等を提出させ、当該統計等又はその概要等を公表するものとした。(第 10 条関係)
 - 2 知事等が匿名データを提供した場合において、1 の規定を準用することとした。(第 12 条関係)
 - 3 その他所要の改正を行うこととした。
 - 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - 5 所要の経過措置を定めることとした。
- 佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(条例第 6 号)
- 1 個人番号を利用することができる事務に、次に掲げる事務で規則で定めるものを追加することとした。(別表第 1 関係)
 - (1) 療育手帳の交付に関する事務
 - (2) 不妊治療に要する費用の助成に関する事務
 - (3) 不育症に対する検査及び治療に要する費用の助成に関する事務
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例(条例第 7 号)
- 1 佐賀空港の運用時間を、午前 6 時 30 分から翌日の午前 4 時 30 分までの間で規則で定める時間とすることとした。(第 3 条関係)
 - 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- 佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第 8 号)
- 1 海外留学のため育英資金の貸与を受ける者のうち県外の高等学校に在学する者については、障害者その他の修学上の配慮を要する者として規則で定める者を対象とすることとした。(第 2 条関係)
 - 2 通学に要する交通費の額の上限を設けないこととするとともに、当該交通費の貸与を受ける者のうち県外の高等学校に在学する者については、障害者その他の修学上の配慮を要する者として規則で定める者を対象とすることとした。(第 3 条関係)
 - 3 その他所要の改正を行うこととした。
 - 4 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。
 - 5 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第 9 号）

- 1 消費税率の改定等に伴い、技能検定試験手数料の額を改定することとした。（第 8 条関係）
- 2 技能検定試験手数料から減ずることができる額を改めることとした。（第 9 条関係）
- 3 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行することとした。

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例（条例第 10 号）

- 1 国営かんがい排水事業筑後川下流地区等に係る負担金の徴収が完了したことに伴い、別表から当該地区の項を削ることとした。（別表関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県森林環境譲与税基金条例（条例第 11 号）

- 1 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）第 27 条の規定により県に譲与される森林環境譲与税を活用し、市町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の支援等に関する施策を円滑に推進するため、佐賀県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第 1 条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第 2 条関係）
- 3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。（第 4 条関係）
- 4 基金は、法第 34 条第 2 項各号に掲げる施策に要する費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。（第 6 条関係）
- 5 その他所要の事項を定めることとした。
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第 12 号）

- 1 特定遊興飲食店営業の相続の承認に係る手数料等の額を改めることとした。（別表第 6 関係）
- 2 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行することとした。